

スモールM&A研究会 会則

第1条 (名称)

本会は、「スモールM&A研究会」と称し、一般社団法人 東京都中小企業診断士協会 城南支部に属するものとする。

第2条 (目的)

本会は、中小企業の第三者承継に関する研究を通して、会員の資質向上を目的とする。

第3条 (事業内容)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 定例研究会・講演会の開催
2. 中小企業の第三者承継に付随する課題解決に向けた支援・提案
3. 第三者承継に付随する業務の受託及び実施
4. その他、本会の目的達成に必要な事項

第4条 (会員)

本会の会員は、中小企業診断士の資格を有する者のうち、本会が入会を認めた者であることを要する。会員は目的達成に協力するものとする。なお、東京都中小企業診断士協会に所属していない中小企業診断士は、本会に入会できない。

第5条 (入会・退会)

1. 会員は、会員の意思により、本会をいつでも入会または退会できるものとする。
2. 本会に入会を希望するものは、所定の申込書に必要事項を記入し、本会事務局に申し込むものとする。
3. 本会の定める期限までに、所定の年会費を納入しなければならない。年会費を納入しない会員は、本会を退会したものとみなす。
4. 会員が退会する場合は、本会事務局に通知するものとする。
5. 本会を退会した者または本会を退会したとみなされた者は、本会に対する一切の権利を失うものとする。
6. 本会を退会した者に対しては、退会した日が事業年度途中であっても会費の返還・清算は行わない。

第6条 (会費)

会員の会費は、年6,000円とする。ただし、事業年度途中入会の場合は当該年度の残り定例会全回のスポット参加費と次期年会費合算の支払いを選択することができる。会費は、活動費・外部講師への謝礼金・会場費・資料代などに用途するものとする。研究会・勉強会などの集まりにおいては、参加費を別途徴収する場合がある。

第7条 (除名)

幹事会は、本会の会員として不適当であると議決したときは、当該会員を除名することができる。

第8条 (役員)

1. 本会には、役員として、会長と幹事2名を置く。

2. 会長は、本会を代表する。
3. 本会には、運営担当幹事1名、会計担当幹事1名を置く。
4. 幹事は、会長を補佐し、必要に応じて、これを代理する。
5. 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
6. 役員人数は、奇数にする。
7. 役員が退会した場合は、速やかに役員を追加する。

第9条 (会議)

1. 本会の会議体として、幹事会を設ける。
2. 幹事会は、会長および幹事をもって構成する。
3. 幹事会は、会長が必要と認めたとき、または幹事の過半数が必要と認めたときに開催する。
4. 幹事会の招集は、会長または会長指名幹事が行う。

第10条 (幹事会)

幹事会は、次の事項を審議決定する。幹事会出席者の過半数をもって議決することとする。

1. 役員交代、選任・解任に関する事項
2. 会員の資格に関する事項
3. 事務局に関する事項
4. 重要な活動に関する事項
5. 会計に関する事項
6. 会則の改正に関する事項
7. その他、本会の運営に関する重要な事項

(事務局)

第11条

本会は、事務局を設置する。事務局は、会員の中から2名以上で構成する。事務局を担当する者は、幹事会と定期的に情報交換を行い、円滑に運営できるように努めることとする。

(会則の変更)

第12条

本会会則の変更は、幹事会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第13条

事業年度は、毎年4月1日に始まり、その翌年の3月31日に終わるものとする。

(付則)

施行 この会則は、2020年7月1日から適用する。

2021年3月15日 第6条の内容を変更する。

以上

スモールM&A研究会 申込書（案）

申込日： 年 月 日

名前：

診断士登録番号：

私は、スモールM&A研究会の趣旨を理解し、以下の通り入会することを申し込みます。

項目	内容
氏名	
診断士登録番号	
メールアドレス	
電話番号	
所属支部名	城南支部 ・ それ以外（ ）

※上表の内容は、すべてご記入ください。

（入会にあたっての注意事項）

- 1) 年会費は、6,000円です。退会した日が事業年度途中であっても会費の返還・清算は行いません。
- 2) 年会費とは別に、研究会・勉強会の参加費用がかかる場合があります。（会場代・ゲスト講師代など）

（事務局確認欄）

項目	内容
入会日	
年会費入金日	
SNS登録	